

出産育児一時金の医療機関直接支払い制度について

「 出産育児一時金 の医療機関直接支払制度 」とは出産育児一時金を、医療機関が、被保険者に代わり健康保険組合へ直接請求する制度です。

- I. 出産後退院時に医療機関から、請求する出産分娩費用の総額が一時金の42万円(産科医療保障制度加入医療機関の場合)・40万4,000円(産科医療保障制度未加入医療機関の場合)の範囲内であれば出産費用をお支払いいただく必要がなくなります。
 - ① 出産費用が上記限度額を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
 - ② 出産費用が上記限度額未満の場合は、その差額をコーセー健康保険組合に請求していただきます。
- II. この制度を利用なさらず、出産費用の全額を立て替えていただき、後日、健康保険組合に請求することもできます。この場合は、被保険者ご本人よりコーセー健康保険組合に出産育児一時金を直接請求していただきます。後日、出産育児一時金がコーセー健康保険組合より支払われます。
- III. また、出産前に所定の書類を提出していただくことで出産資金の(28万円)の貸付をうけることもできます。

上記の制度のに基づき、健康保険組合から支給される出産育児一時金についての

直接支払制度を(利用します ・ 利用しません)

被保険者 _____ (印)

妊産婦氏名 _____

分娩日 _____

申し込み日 _____

※ 医療機関と直接支払制度利用に関する合意書を取り交わした場合は、そのコピーを提出してください。その場合この用紙の提出は不要です

コーセー健康保険組合
TEL 03-6892-5885